

令和6年度第2回酒田市介護保険運営協議会 議事録

日 時：令和6年11月27日（月）午後1時30分～午後3時30分

場 所：酒田市市民健康センター3階 大会議室

出席者：黒澤勲委員、今野紀子委員、船越誠委員、鈴木淳一委員、桐澤聡委員、奥山悟委員、村上悦美委員、
矢島慎也委員、伊藤春恵委員 以上9名

欠席者：佐藤真紀委員、梅津緑委員

事務局：健康福祉部長、福祉企画課長、健康課長、高齢者支援課長、高齢者支援齋藤課長補佐、高齢者支援課土井
課長補佐、課長補佐兼介護給付係長、高齢者支援主査兼高齢者支援係長、地域包括支援主査兼地域包括支援係長、
介護認定係長、介護給付係阿部主事

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議

(1) 令和6年度酒田市介護保険事業実施状況について（資料1）

会 長 第1回介護保険運営協議会でお答えできなかった特養待機者に関する質問に対する回答を含む説明で
した。まずは、このことに関してご質問などはないか。

委 員 追加の質問は、ございません。承知しました。

委 員 追加資料1の在宅待機者の内訳に、短期入所サービス49名とあります。短期入所をずっと利用しな
がら、特養が空くのを待っている方いらっしゃると思います。介護保険制度上、利用の日数限度が、有
効期間によってありますが、利用日数限度を超えると、担当のケアマネジャーが理由書を提出す
ることになっていますが、理由書は多く提出されているか。

事務局 詳しい件数等は持ち合わせていないが、長期に短期入所を利用されている方は多く、長期に短期入所
サービスを利用しなければならない状況の説明等を書類により提出してもらっている。

委 員 特別養護老人ホームの短期入所サービスを使い、特別養護老人ホームが空くまで利用するケースが多
いと思うが、最近の傾向として増えているか。

事務局 資料6 ページ上段の居宅介護サービスの短期入所生活介護は、特別養護老人ホームや短期入所施設で
提供される短期入所。短期入所療養介護は、老人保健施設などの空床を利用した短期入所になる。今年
の状況を見ても昨年までと同じ傾向と思われる。

会 長 施設によっては、特別養護老人ホームが空くまで短期入所を認めている事業所、そうでない事業者が
あるということだが、市としての指導は、どうしているか。

事務局 長期の利用となった方については、本来の短期入所の使い方ではないので、入所に向けて、入所申込
や、施設と相談するように指導している。長期の短期入所施設利用を理由に利用制限はしていない。ま
た、施設ごとの対応状況については、把握していない。

会 長 そこは、事業所の裁量の範ちゅうなのかと思うが、機会があれば、状況確認をお願いしたい。

委員 23 ページの重点事項の7の(3) 成年後見制度利用支援事業に関連して、表の中の申立て件数、このは首長申立てですね、令和6年7年8年と2件ずつ、わずかに増えるような計画値としている。一般的には、小家族化や無縁化が進む中で、首長申立の希望がかなり増えてると思っている。申立て件数の9件の他に、希望があったが申立てに至らないケースがあるのか。首長申立てを、今後ふやしていく必要があると考えているか。

事務局 申立て件数は、9月末現在で9件、令和5年度は年間で11件でしたので、増えている状況と思っている。相談を受けたが、首長申立に至ってないものはないと把握している。

委員 申立ての希望があった場合は、全て申立てに繋がっている実績ということでしょうか。

事務局 そうです。

委員 全く別の市町村ですが、申立ては殺到するが、予算の枠がないため今年度は受けられないという実態を聞いたことがあり伺った。また、徐々に見込み件数を増やしているということは、今後も増えていくと見立てているのか。

事務局 今後、相談が増えると考えている。また、予算の関係でお断りするケースはありません。

委員 24 ページの在宅紙おむつ券事業は、ほっとふくし券事業か。

事務局 申請書は、ほっとふくし券と同じだが、介護保険特別会計の中で行っている市町村特別給付枠の事業になる。申請書は一体、事業としては別になる。

委員 事業が開始された当初は、おむつ券でお泊りに行くときも、自分でおむつを持って行ったが、数年前から、介護保険制度が変わり、施設でおむつが支給されるようになり、要介護4、5の方は、おむつ券が余ってる、残ってしまうという声も聞く。実際使われる額は、どれぐらいか。

事務局 数字はすぐには出ないが、金額としては物価高騰もあり単価が上がっているものと思っている。それで予算の枠としては、伸びている傾向にある。支給要件については、年度当初に申請が集中することもあり、見直しを検討している。

(2) 介護予防支援事業所の指定について (資料2)

会長 今現在の酒田市内の介護予防支援事業所の指定事業所数は何か所か。

事務局 7事業所になる。今回の案件を加えると8事業所になる。

会長 この場で特に異論がなければ、今月末くらいには、指定の許可が下りるといような、スケジュール感でいいか。

事務局 この件については、申請法人側での手続きが若干残っており、12月中、年内に指定をしたいと考えてる。

会長 異論はないと、まとめさせていただきます。

4 報告

(1) 酒田市介護保険条例の一部改正について（資料3）

会 長 | 今回の大雨災害に関連しての改正となるが、いかがか。

| なし

(2) 酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について（資料4）

会 長 | 国の基準通りに変えるということで、酒田市の事情などは加味してないということか。

事務局 | 大きく2つの理由がある。1つ目が、国の基準が変わることに合わせて改定するもの。2つ目の6千人以上7千人未満の高齢者人口を圏域に持つ地域包括支援センターの人員配置基準については、これまで6千人未満までの基準しかなかったため、今回、それ以上の高齢者人口が見込める圏域が出ることを見越して新しく基準を設ける改正が酒田市独自の基準となる。

会 長 | 例えば6千人ではなくて、5千人とか、4千人とかに変えることは可能なのか。

事務局 | 国で示す基準が3千人以上6千人未満、これを基本とした介護保険施行規則になっている。ここは、国に従うべき基準ということで変更はできないと考える。

会 長 | 市の独自の基準ということではなくて、国の通りだということですね。

事務局 | 酒田市が今回は、あくまでも6千人以上を独自に加えるというものになる。

委 員 | 今現在6千人以上になっている地区がある。これからまた見込めるという事なんですよ、これまでこれはなかったわけだ。

事務局 | これまでは6千人未満が一番多い圏域で、一番多いのが「かわみなみ」で6千人弱、6千人には至っていなかった。具体的に申し上げますと、来年度、第2圏域となる現在の「にいだ」と「ひがし」ここを加えると6千200人台の圏域が発生する見込みです。これに合わせた条例改正となっている。

委 員 | 基本的に国の通知の通りということなのですが、資料4の追加の一番下の点線のところの2つ目の黒丸に記載がある、主任介護支援専門員を資格として持っていなくても、「みなし」で主任ケアマネとみなすというようなものが国の案にはあるんですが、酒田市の条例案を見ると、その部分入っていないとお見受けしましたがその点は盛り込まない。見込みは受け付けないというか、あくまで主任ケアマネを持っている方に限るという認識でよいか。

事務局 | 前回ご報告申し上げた条例改正案の中で、新たに主任ケアマネの研修を受けたものでなければいけないと、いうところについては、同じように改正しておりますので、研修を受けることが必須となります。それで前回の改正が若干国の改正から遅れた改正だったものですから、そういった方がいるのではないかとこの質問だったかと思うのですが、現実的には、皆さん研修を受けられておりますので、これにつきましては条例改正しましたので、国の基準通りということになる。

委 員 | 今現状で配置されてる方が、全員研修を受けているかどうかというよりは、先ほど申し上げた点線の中を見ると、主任ケアマネジャーでなくとも、主任ケアマネジャーの助言のもとで、将来的な主任ケアマネを目指すものも、主任ケアマネの配置として認めるという要件緩和の案なわけで、今現在、配

置されているのは主任ケアマネだということはわかったが、この取り扱いを、そもそも酒田市がするかというところは、今回、案に入ってなかったので、今後も主任ケアマネの研修受講を終えた方の配置を必須とするという認識でよいか。

事務局 国の基準は人員不足のところの措置ということで、酒田市の圏域でもその様な場合であれば認める方向になると思う。主任ケアマネを実際に置くことが原則になるので、原則はできるだけ守りつつ、どうしても人がいない部分については緩和もあり得るという措置になる。

会 長 それを条例に規定していないと、認められないのではないかな。

事務局 6月に条例改正をして、国の規則通りの条例改正内容になっている。

会 長 では、酒田市でも、みなし主任ケアマネでも認められるという理解でよいか。

事務局 はい。そのとおりです。

会 長 質の確保の点では、できるだけ有資格者を配置してくださいという市の考えのようです。少し愚痴っぽい話にはなるが、人員配置基準が、裏面を見ると最初の1千人から2千人、2千人から3千人となっているのに対して、その下からはもう3千人から6千人と非常に幅が広い。幅の広い区分で人員配置基準が定められているこの国の基準で本当に適切なのか疑問に思っている。市町村の判断の中で裁量があるのであれば、弾力的に運用してもらいたい。

事務局 確かに国の基準という形で、酒田市は運用している。ただこの基準はあくまでも最低これはやりなさいという基準だと理解しているので、これ以上の人員を配置することに対して国が駄目というものではないとも理解している。酒田市がそのようにどこまで対応ができるかについては、内部で検討させていただきたい。

会 長 全体を通して、ありましたら発言いただきたい。

委 員 マイナ保険証の件です。マイナ保険証の取り扱いについては、特養連協でも、施設でもどう対応したらよいか対策ができてなく、県の老協に相談したところ、総務省でマイナンバーカードの管理マニュアルを出していると情報提供をいただいた。その中にマイナンバーカードの取得支援として市町村による出張申請受け付けがあった。酒田市でも行っているのか。また、今後酒田市で、マイナンバーカードの管理マニュアルやガイドラインを出す予定はあるのか伺いたい。

事務局 マイナンバーカードの取得に関しては、出張手続きをするサービスを酒田市でも行っています。予約や事前の手続きをした上での対応になると思うので、確認の上、改めて回答したい。マイナンバーカードの取り扱いについては、確かに、介護施設入所された場合は、保険証や診察券を一括管理されている部分があると理解している。それと同じようにマイナンバーカードが管理できるのかについて、酒田市でガイドラインというのも難しい話だと思っている。これについては担当課とも相談させていただきながら、場合によっては総務省などに確認した上で改めて回答したい。

委 員 資料1の21ページ。チームオレンジ創設に向けた取り組みについて、うちの法人でも認知症カフェを定期的で開催しているが、センシティブな部分でもあり、周知に難儀する場面も多い。チームオレンジを令和7年度に創設ということだが、相談できたり、一緒に関わらせていただくような支援はあるのか。

事務局 チームオレンジについては全国的に令和7年度までに、市町村において設置することになっている。

酒田市でも、現在実施している認知症カフェを認知症サポーターのボランティアが主体となり運営できるよう、チームオレンジとして活動してもらう方向で進めている。認知症の人を支える支援体制や活動が一つではなく広がればよいと思うので、一緒に相談しながら実施できたらよいと思う。

委員

要介護認定のことで伺います。がん末期の方の認定が出るまでの期間について、聞いたケースでは、申請してから2週間経っても調査に来れないということで、亡くなってからの調査が行われることが実際ある。庄内町だと、申請から二、三日後に結果が出ることも聞いている。早く認定結果が出る仕組みづくりができればよいと思う。がん末期の方に関わることがあるが、結果が出るのが遅いからねという、そこから家族の支援をしないといけない。申請の時点で、早く結果を出していただきたいと要望はするが、亡くなってから家族に聞き取ることは、グリーフケアということを考えても、ケアマネジャーとしてもきついでスムーズな認定を考えていただきたい。

事務局

がん末期患者の認定につきましては、国からも迅速にということで、通知が出ておりますし地域の医師会からも要請が来ています。どうすればスムーズな調査ができるか検討したい。

5 その他

事務局

1点目、令和6年7月25日の大雨災害による介護保険料・利用者負担の減免について、これについては、介護保険料と利用者負担の減免申請を受け付けているところです。八幡支所、松山支所管内は松山農村改善センターで土日を含む各3日間ずつ、市民税、固定資産税、国保税、後期高齢者医療保険料など合同で臨時の受付窓口を設置したところです。今現在の申請受け付け状況について、11月15日現在、介護保険料の減免申請が120人、利用者負担減免申請が25人となっている。

2点目、電子申請・届出システムについては、これは酒田市と各介護サービス事業所の指定申請、変更申請などの申請をウェブ上でやりとりするシステムで、酒田市では令和7年1月から運用開始するものです。各事業者には、11月の中旬にメールによりお知らせをしています。

事務局

続きまして、医療介護情報共有サービスチームについて、こちらの事業自体は国の交付金を活用しまして日本海総合病院が取り組んでいる事業です。資料1枚目ですが、事業の全体像になりますが、左側3つほど、四角ポツがありますが、一番下の医療・介護情報共有サービスチームにつきまして酒田市側からも、介護保険事業者への参加の呼びかけを行っているものです。具体的には裏面2ページ目をご覧ください。本人同意があった利用者情報を医療と介護事業者間で情報共有できるサービスを導入して、医療と介護の連携を強化し、効率的なサービス提供を図るものです。使い方の概要については次のページをご覧ください。例えばスマートフォンアプリのLINEグループのように利用者単位でグループを作成します。酒田太郎さんが利用している日本海総合病院と、訪問介護事業所、ショートステイ事業、デイサービス事業所、例えばそういう方々で1つのグループを作りその中で、利用者の経過観察の情報伝達とか、書類データの共有を図るものです。これまで導入に向け、社会福祉協議会様、ライフケア黒森様から現場のヒアリングなども実施させていただき、老人保健施設うらら様はデモ使用などでもご協力をいただいております。11月から4回にわたり介護保険サービス事業所、ケアマネジャーの所属事業所へ説明会を実施しており、12月以降の実施、導入に向けて、現在進めているところです。

事務局

地域福祉課から、酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンターについて情報提供させていただきまします。発災から、作業ボランティアセンター4か月間、休みなく社会福祉協議会様からは、ずっと運営していただき本当にありがとうございます。11月1日から支え合いセンターを社会福祉協議会様から立ち上げていただき、市と連携して進めて参ります。これまでも、発災後から地域包括支援センター様から高齢者の見守りをしていただき、市の各部署も、課題を抱える世帯に継続訪問し相談を受けてきております。今回、11月で支え合いセンターが立ち上がったことで、市の健康福祉部の職員と社会福祉協議会の職員とペアになり、新たなところの訪問を6班体制で行っております。使える制度を使ってない方や義援金の申請をしてない方に声かけしたりしております。個別の困りごとがある世帯から相談を受けた

とき、皆様の方にまた相談させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

6 閉 会